

平成 2 4 年千葉市教育委員会会議
第 4 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成24年千葉市教育委員会会議第4回定例会会議録

日時 平成24年4月18日(水)

午後 2 時 0 0 分開会

午後 2 時 3 0 分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	委員	長	内山	英夫
	委員	員	梅谷	忠勇
	委員	員	和田	麻理
	委員	員	篠原と	もえ
	委員	員	中野	義澄
	教	育	志村	修

出席職員	教 育 次 長	小池よね子	学 事 課 長	佐藤 宏喜
	教 育 総 務 部 長	竹川 幸夫	教 職 員 課 長	宇田 英弘
	学 校 教 育 部 長	磯野 和美	指 導 課 長	大久保良孝
	生 涯 学 習 部 長	原 誠司	保 健 体 育 課 長	井谷 芳明
	千 葉 高 等 学 校 長	布留川 厚	教 育 セ ン タ ー 所 長	真田 清貴
	稲 毛 高 等 学 校 長	山本 昭裕	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	沼 倉 徹
	総 務 課 長	初芝 勤	生 涯 学 習 振 興 課 長	松 戸 利一
	企 画 課 長	高須 右一	中 央 図 書 館 長	橘 高俊
	学 校 財 務 課 長	山田 輝夫	総 務 課 総 括 主 幹	久 我 千晶
	学 校 施 設 課 長	小野 正嗣	学 事 課 調 整 主 幹	行 木 浩

書	記	佐補長課務総	南	志久	佐補主査課務総	諏訪	穂瑞
		係長委員会課務総	肥土	典慶	主任主事課務総	井藤	也拓
		係長課務総務総	邊渡	実	主任主事課務総	桑高	綱太
		係長人事課務総	田鍋	奈昌			

- 1 開会
内山委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
内山委員長より和田委員を指名
- 4 会期の決定
平成24年4月18日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成24年第2回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第19号を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 平成25年度に開校する新設校の校名検討について
企画課長より報告があった。
報告事項(2) 平成24年4月1日付県費負担教職員の人事の概要について
教職員課長より報告があった。
報告事項(3) 特別支援学校開設準備について
指導課長より報告があった。
 - (3) 臨時代理報告
報告第2号 千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について
総務課長より報告があった。
 - (4) 議決事項
議案第19号 市費負担教育職員の処分について
教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (5) 発言の要旨
報告事項(1) 平成25年度に開校する新設校の校名検討について
内山委員長 企画課長、報告をお願いします。
企画課長 「平成25年度に開校する新設校の校名検討」について、次のとおり進めておりますので、報告します。

まず、校名検討を進めるに当たっての考え方ですが、新設校開校に当たり、できるだけ早い段階で校名を内定し、保護者・住民の意識化を図り、内定した校名を用いて開校準備を進めます。

次に、平成25年度に開校する新設校ですが、磯辺第一小学校・第二小学校・第四小学校の統合校及び磯辺第一中学校・第二中学校の統合校の2校となります。

検討の手順ですが、5月に該当小中学校の保護者及びその地域の住民を対象としたアンケート調査を実施し、7月に校名検討委員会を行い、校名を選定いたします。

そして、11月に教育委員会会議に諮り、12月の第4回定例市議会へ設置条例の一部改正を上程する予定です。

説明は以上です。

和田委員 校名検討とは直接関係がないのですが、ちょっとお伺いしたいと思います。

3校の小学校統合というのは、今回が市内で初めてと記憶していますが、今までと違って大変なご苦労もあると思います。

「統合準備会だより」も拝見いたしました。委員会との連絡もスムーズに取れて、準備も整えているようですが、今までと違う苦労や問題点などがあれば、お伺いできればと思います。

企画課長 統合もかなりいろいろなケースを踏まえてやっていますので、3校統合は初めてのケースになりますが、特段支障はなく進めております。

和田委員 わかりました。今後ともよろしくお願いします。

あと、これは要望ですが、中学校が2校統合するということで、近隣の真砂でも前例がありますので、スムーズにできるかと思いますが、やはり中学校区が統合することになると、地域のさまざまな活動をされている方たちの問題もあるので、ぜひ今後も連絡を取りながら、スムーズに進むようお願いできればと思います。よろしくお願いします。

報告事項(2) 平成24年4月1日付県費負担教職員の人事の概要について

内山委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 「平成24年4月1日付県費負担教職員の人事の概要について」、報告します。

管理職人事につきましては、3月15日の教育委員会会議第1回臨時会で議決いただきました。同日に各学校に内示を行い、29日に辞令交付式を実施し、4月2日には異動者が異動先に着任

いたしました。各学校では新年度体制が整ったところですが、改めて人事異動の概要につきまして、ご報告させていただきます。

まず、今年度の異動総数ですが、小、中、特別支援学校を合わせて1,355人で、昨年度末より18人の増となっております。

また、新規採用教員数ですが、小学校100人、中学校で66人、特別支援学校6人の合計172人で、昨年度より3人の増となっております。

そのほか養護教諭2人、事務職員4人、栄養職員4人の合計10人を採用しました。

これにより、平成14年度以降、今年度までの10年間に於いて、合計で約1,600人の新規採用教職員を採用したこととなります。

次に管理職の登用ですが、校長の新規登用数は35人、副校長の新規登用数は2人、教頭の新規登用数は32人で、校長、教頭とも、昨年度より9人減少したものの、多くの管理職が誕生しています。

また、管理職のうち女性管理職の数は、校長28人、副校長2人、教頭18人の合計48人となり、昨年度とほぼ同様となっています。

最後に、同一校7年以上の勤務者の解消率ですが、特に中学校で改善がなされ、22年度末、55.4%であったものが、今回の人事異動では72.1%となりました。また、小学校では22年度末同様、80%を超える数値となっており、学校の活性化につながっているものと思われます。

以上でございます。

篠原委員 教職員の人事異動はとても大変だと思います。

校長先生や教頭先生、教務の先生というのは、大体7年ぐらいで異動されることが多いと思うんですが、周年行事をまたいで校長先生、教頭先生、教務の先生が替わると、もう一度、一から始めなくてはいけなくて、とても大変な思いをしている学校もありますが、これに対する配慮というのはあるのでしょうか。

教職員課長 校長、教頭の管理職については、学校運営上、両方が異動するようなことがないよう配慮していますが、やはり今おっしゃられたように、周年行事の窓口になっているのは教頭先生が一番多いと思います。

今後、そういったことも含め検討させていただきたいと思いま

すが、管理職が両方異動しないような配慮だけはしております。
篠原委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。校長先生はいらっしゃったんですが、教頭先生と教務の先生と一緒に異動してしまったので、そこだけご配慮していただければと思います。

内山委員長 7年以上勤続者は、まだ相当いらっしゃいますけれども、最長何年なのか分かれれば教えてください。

教職員課長 申し訳ございません。手元に最長何年というところまでは持ち合わせていないのですが、近年、7年異動というのが通例になっているので、概ね10年未満で異動ができている状況だと思います。

内山委員長 何か特別な理由があるかと思いますが、解消率を高めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

報告事項(3) 特別支援学校開設準備について

内山委員長 指導課長、報告をお願いします。

指導課長 「特別支援学校開設準備について」、報告します。

軽度の知的障害の生徒を対象とする、高等特別支援学校・養護学校分校（仮称）の開設に向け、特別支援学校開設準備室をポートサイドタワー11階に設置しました。

さらに、この4月より要綱を施行し、今後準備を進めていくため、特別支援学校開設準備委員会を開催しているところでございます。

まず1番目に目的ですが、高等特別支援学校・養護学校分校の開設に係る事務を円滑に進めることです。主管は千葉市教育委員会とします。運営は特別支援学校開設準備委員会のもと、実務を特別支援学校開設準備室が当たり、庶務を指導課が担当いたします。

所掌事務は、開設に係る管理、組織、教育課程編成等に関する準備事務を行います。

組織は、準備委員会委員長を養護学校長とし、別紙、別表で定められた委員で組織します。

また、準備室は準備委員会副委員長を室長とし、定められた委員で組織します。

以上でございます。

梅谷委員 報告事項(1)の校名変更と、報告事項(3)の開設準備に関連して、意見というか、要望を一つ述べさせていただきます。

現段階では仮称ということですが、特別支援学校と養護学校という2つの名称がこれから併存して使われていくことになる予想されます。

校名の整合性、あるいは市民の方々の理解ということからいきますと、両方を使う形ではなく、統一された名称を使うのが望ましいと考えます。

千葉県では、養護学校という名称ではなく、すべて特別支援学校という名称に変わっています。

近県では、さいたま市が養護学校という言葉を使っていたが、この4月から特別支援学校という名称に変えました。

今後、養護教育センターの名称も含めて、統一された名称を使う方向で検討していただきたい。

学校教育部長　ご指摘のとおり、名称については開設時に一部共存してしまいますが、特別支援のトータルビジョンに基づき、高等特別支援学校の名称と同時に、市立の養護学校の名称についても統一する方向で検討を進めているところでございます。

志村教育長　2年間だけやむを得ない状態になります。高等部の2年生、3年生は、いきなり特別支援学校の入試を受ける形にはならないので、その2年生が卒業するまでの間は、高等部の分校の名称を使わせていただき、1年生が3年生になった段階で、すべて特別支援学校としての名称になります。

しかし、オープン時に養護学校と特別支援学校が混在しているというのは、市民にとっても大変わかりにくいと思いますので、開設時にそろえてわかりやすく名称を変えるつもりで、2年間かけて検討させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

篠原委員　25年度から受け入れるということですが、定員が何名かということと、養護学校の高等部から2年生と3年生が転入することですが、千葉市内に住んでいる県立の養護学校に行っている方たちは、転入が可能なのでしょうか。

指導課長　まず定員ですが、高等特別支援学校の入学予定人数は、1年生32名です。

次に、他の特別支援学校高等部からの編入ということですが、例えば、流山の高等特別支援学校は職業科のため、今度開設する普通科にはそのまま編入はできませんので、改めて試験を受けていただくということになると思います。

志村教育長 現在、千葉市は行政区により2校に通学することになっており、稲毛区、花見川区、美浜区は県立の特別支援学校に行っていますが、その高等部の生徒がこちらの分校に入ることは可能かということですね。

それは、学校と連絡を取って、もし希望者がいた場合には、十分協議にはなります。

ただ、一般的に軽度であっても、障害をお持ちのお子さんだと、通学の手法、手段を途中で変更するというのは、人間関係もあるので、慎重にやらなければいけないと思います。

内山委員長 先般、視察に行きまして、登下校に非常に時間がかかるというお話を伺いました。これは多少改善される見込みはありますか。

指導課長 近くの学校に通えるということで、改善される見通しですので、よろしくお願いします。

報告第2号 千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について

内山委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告第2号「千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について」、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき教育長の臨時代理により処理しましたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

この改正は、決裁の承認行為において、押印以外にも本人の識別性にすぐれる署名を認めることで、決裁に対する信頼性を高めるとともに、決裁事務の円滑化を進めるため、所要の改正を行うものです。施行期日は、平成24年4月1日です。なお、市長部局でも同様に千葉市公文書取扱規程が改正されております。

説明は以上です。

議案第19号 市費負担教育職員の処分について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 議案第19号「市費負担教育職員の処分について」ですが、高等学校教諭による特殊勤務手当不正受給に関する処分について、千葉市教育委員会組織規則第8条第5号の規定に基づき議決を求めるものです。

まず、被処分者ですが、千葉市立●●高等学校教諭、●●●●、●●歳の●性です。

処分内容は減給10分の1、3月であります。

処分理由ですが、被処分者は千葉市立●●高等学校教諭として同校に勤務していたところ、平成23年5月から12月の間に、

指導実態のない日においても、教員特殊業務実績簿に業務実績を記入し、平成23年12月に校長から教員特殊業務実績に係る従事時間や業務内容の指摘を受けるまでの7カ月間にわたり、特殊勤務手当4万8,000円を不正に受給していました。

本事案は、本年2月に被処分者が部活動の実績のない休日に手当を申請し、不正受給しているとの匿名での手紙が市長に届き発覚したものです。

特殊勤務手当は、休日等に4時間以上の部活動指導を行った際に支給される手当であります。被処分者は23年度から●●部の主顧問を担当し、休日等に出勤した際の勤務時間すべてを特殊業務実績簿に記入していたため、平成23年12月に不審に思った同僚職員からの指摘が校長にありました。それを受け、校長は被処分者に特殊業務に該当となる従事時間や業務の内容を指導し、不適切な箇所について訂正するよう指導いたしましたが、従事時間の訂正はしたものの、特殊業務手当受給額には変わりありませんでした。

本年2月の手紙を受け、改めて校長に対し、特殊業務実績簿の申請に間違いがないかどうか調査をするよう依頼し、実績簿の写しや警備会社の入退室記録などの提出を求めるとともに、直接被処分者を呼び、2度にわたって聴取を行いました。

その結果、5月から12月の間に申請のあった48回のうち、20回が虚偽の申請によるものであることを認めました。12月に校長から指摘を受け、申請の誤りを訂正するよう指導されたにもかかわらず、指導実態がない日の手当を不正に受給した責任は重く問われるものと判断いたします。

被処分者は学校が休みの日にも指導している実績を認められたかったという気持ちから、実績簿に部活動以外の日も記入したと話しており、活動実績がないにもかかわらず、不正に手当を受給していたことを深く反省し、3月29日に過払い金4万8,000円を全額納付いたしました。

こうした本人の聴取内容等をもとに、今月13日に服務監理委員会を開催し、懲戒処分の指針を初めとする各種法規及び他県の類似案件の処分量定等を参考にしながら、今回の処分の内容を検討いたしました。

その結果、今回の行為は学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるもので、地方公務員法第33条に

規定される、信用失墜行為であることは明白であり、同法第29条第1項第1号にある法令、条例違反及び第3号の全体の奉仕者にふさわしくない非行に該当するものと認め、減給10分の1、3月の懲戒処分とするものです。

なお、管理監督者である校長につきましては、12月に被処分者に対し、必要な是正をするよう指導したものの、当該部活動の活動計画の確認や活動後の実績確認などを十分に行っておらず、管理監督者としての業務に適正を欠いたとして判断し、文書訓告が妥当であると考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

8 その他

(1) 本町小学校の入学式について、和田委員より報告があった。

和田委員 去る4月9日に本町小学校の入学式に出席しました。

そのときの感想について、お話しさせていただきます。

2点あるんですが、まず、式典の最初と最後に校旗の入退場がありまして、小学校ではとても珍しいと思いました。

幼稚園から上がってきたばかりの小学校1年生はびっくりしたかもしれませんが、とても式典が引き締まって、いいなと思いました。

もう一点は、小学校の入学式は、どうしても後半になると新入生が足をぶらぶらさせたり、隣の子とつつき合ったりというようになりますが、これがほとんど見られませんでした。

それはなぜかと考えたんですが、1年生用のとても小さい椅子が用意されていて、新入生の子どもたちは全員それに座っていたので、足がちゃんと床に届いていて、それが大きかったのかなと思いました。

校長先生に伺いましたら、もう20年ぐらい前から利用しているということでした。

とてもすばらしい式典でしたので、皆さんにご報告させていただきました。

(2) 次回第5回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日時を決定することとした。

9 閉会

内山委員長より閉会を宣言